

## マイナンバー制度の導入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成 28 年 1 月 1 日に施行されることにより、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付番されるとともに、番号を記載したカードが、平成 27 年 10 月以降、個別に配付されることとなります。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度は、社会保障・税・災害対策の 3 分野における行政手続で利用されることとなっており、具体的には、社会保障関係、税務関係等の書類においても、マイナンバーの記入が求められることとなります。

これにより、すべての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されるため、業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

各事業者の皆さまにおかれましては、マイナンバー制度に対応するために、以下のような作業が発生することが予想されます。

### <マイナンバー制度対応に向けた事業者の作業項目（例）>

- ① 対応が必要となる社会保障・税に係る事務の特定及び業務フローの検討
- ② 必要な情報システム等の改修
- ③ マイナンバー取扱規程などの規程類の整備
  - ※マイナンバーの取扱いに関する基本方針、取扱規程など
- ④ 従業員及びその扶養家族のマイナンバーの把握
- ⑤ 把握したマイナンバーに対する安全管理措置の実施
  - ※ 組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など
  - ※ なお、従業員の数が 100 人以下の事業者は、特例として、必要な安全管理措置を比較的簡便なものとしてもよいこととなっている
  - ※ 従業員等に対して、通知カードを適切に管理すること等の周知・教育も必要
- ⑥ 社会保障・税に係る書類へのマイナンバーの記載
  - ※ 報酬等に係る支払調書、源泉徴収票、社会保障関係手続など

## <ご参考>

詳細については、以下の各資料、問合せ先等でご確認ください。

### <事業者編>

- [マイナンバー制度、はじまります。](#)
- [事業者編 マイナンバー制度が、はじまるとどうなるの？](#)
- [マイナンバーガイドライン入門（事業者編）（平成 26 年 12 月版）](#)
- [マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応（平成 27 年 2 月版）](#)
- [マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者の対応（説明表示あり）（平成 27 年 2 月版）](#)

### <マイナンバーガイドラインを読む前に>

- [はじめてのマイナンバーガイドライン（事業者編）（平成 27 年 2 月版）](#)
- [中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン（平成 26 年 12 月版）](#)

### <マイナンバーガイドライン>

- [特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）](#)

### <経営者向け>

- [社長必見《ここがポイント》マイナンバーガイドライン（事業者編）（平成 27 年 2 月版）](#)

### <社内研修等への活用を意図して作製された動画>

- [マイナンバー制度を解説した動画（個人向け編）](#)
- [マイナンバー制度を解説した動画（事業者向け編）](#)

### <問合せ先等>

- マイナンバーコールセンター  
0570 - 20 - 0178（全国共通ナビダイヤル）  
受付時間：平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日・年末年始を除く）
- マイナンバー制度に関する情報  
[社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）](#)
- 政府広報オンライン（[マイナンバー特集ページ](#)）